



令和 8 年 1 月 26 日

車輌受託時における運送約款

(平成二年運輸省告示第五百七十五号)

最終改正 令和七年 国土交通省告示第百九十三号

第一章 総則（第一条～第三条）

第二章 内航運送に係る運送取次事業等（第一条～第三条）

第一節 運送の申し込み及び引受け（第四条～第十六条）

第二節 積込み又は取卸し（第十七条）

第三節 車両の引取および納車（第十八条～二十三条）

第四節 指図（第二十四条～第二十五条）

第五節 事故（第二十六条～第二十八条）

第六節 運賃および料金（第二十九条～第三十四条）

第七節 責任（第三十五条～第四十八条）

第八節 連絡輸送（第四十九条～第五十六条）

第三章 その他附帯業務等（第五十七条）

第四章 雜則（第五十八条～条五十九）

第一章 総則

（事業の種類）

第一条 当社は、内航運送に係る運送取次事業を行います。

2 当社は、前項の事業に附帯する事業を行います。

（適用範囲）

第二条 当社の経営する内航運送に係る運送取次事業は、この約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

（定義）

第三条 この約款において「申込人」とは当社に車両運送を申し込む者をいいます。

- 2 この約款において「荷送人」とは車両を引渡すものをいいます。
- 3 この約款において「荷受人」とは車両の引き受けを行うものをいいます。
- 4 この約款において「運送事業者」とは当社と輸送業務委託契約を締結した事業者およびその使用人をいいます。

第二章 内航運送に係る運送取次事業等

第一節 運送の申し込み及び引受け

(受付日時)

第四条 当社は受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当社の定める電磁的方法にて伝達しその電磁的記録を保存いたします。

2 前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当社の定める電磁的方法にて伝達しその電磁的記録を保存いたします。

(運送の順序)

第五条 当社は、申込みを受けた順序により、車両の運送を行います。ただし運送日程、運送方法、車両の状態、その他正当な事由がある場合は、この限りではありません。

(引渡期間)

第六条 当社の車両引き渡し期間は、第十条記載の車両輸送依頼書の定め又は申込人の希望日時によります。ただし、自然現象や道路事情等により、計算した引渡期間から前後することがあります。

2 前項但し書きによる延着その他の損害については、当社は損害賠償の責任を負いません。

(運送契約)

第七条 運送契約は、申込人が当社に対し、車名、種類又は形状および外装色、車台番号又は登録番号、内外装の状態・価値（価格）・性能・動力機関等（以下「車両の種類および性質」という。）並びに車両の取扱上の注意事項を明告後、当社がその内容を確認し承諾した時成立します。

2 当社は、前項の運送契約成立と同時に、申込人に対し運送利用料金等請求権を有します。

(車両の種類および性質確認)

第八条 運送事業者は、車両引取前および引渡時に、当社の指示に基づき傷等の車両状態

の確認点検（以下「車両状態の確認点検」といいます。）を行います。但し、オートオークション会場から車両を引き取る場合は、オートオークション会場毎に定められた内外装評価基準に従い出品票等に記載された内容にて車両状態を確認することができます。

2 当社は、申込人等の都合により前項本文の車両状態の確認ができない場合、損害賠償の責任を負いません。

（引受拒絶）

第九条 当社は、次の各号のひとつに該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。

- 一 当該運送の申込みが、この約款によらないものであるとき。
- 二 申込人が、第七条第一項の規定による明告（必要事項の提示）をせず、又は第八条の規定による車両状態の確認点検の同意を与えないとき。
- 三 第八条の規定による車両状態の確認点検の結果、第七条一項の規定による明告（車両の種類および性質が申込人の提示した内容）と異なっていることが判明したとき。
- 四 当該運送に適する設備がない等の当社による運送が困難と判断したとき。
- 五 当該運送に関し、申込人から特別の負担を求められたとき。
- 六 車両が道路車両運送法等の法令に違反しているとき。
- 七 当該運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- 八 天災その他やむを得ない事由があるとき。
- 九 第十一条各項に該当する車両であるとき。
- 十 当該車両に別紙記載の貴重品、経済的価値を持つ物、重要書類、壊れやすい物、車載品、動植物、爆発・発火、放射能汚染その他運送上の危険を生ずるおそれのある危険物等の積載物が搭載されているとき。但し、車両燃料は除きます。

（車両輸送依頼書等）

第十条 申込人は、当社の請求があったときは、当社が発行する次の各号の事項を記載した「車両輸送依頼書」を確認し、署名又は記名押印の上、速やかに提出しなければなりません。

- 一 第七条第一項に規定された事項
- 二 荷送人および荷受人の氏名又は商号並びに電話番号
- 三 「車両輸送依頼書」の作成地およびその作成の年月日
- 四 運賃、料金、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の支払いに関する事項
- 五 引取り時、配船スケジュール等を加味した引渡し期間
- 六 運送時の免責事項

七 車両の状態（不具合箇所）

八 運送保険に付することを委託するときは、その旨

九 その他、車両の運送に関し必要な事項

2 前項において、当店が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって当店で定めるものをいう。以下同じ。）による運送の申込み方法を定めているときは、前項の車輌輸送依頼書の提出に代えて、当該車輌輸送依頼書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、申込者は、当該車輌輸送依頼書を提出したものとみなします。

3 前項の車輌輸送依頼書の内容に相違がある場合は、依頼内容の相違が判明した時点で速やかに当社に連絡するものとします。但し、翌営業日が輸送日にあたる場合は変更を受け付けられない場合があります。

4 当社は、申込人が前項の連絡をしないことによって生じた損害に対しては責任を負いません。また、当社は、輸送のキャンセルとみなすことがあります。

（高価車両及び貴重車両）

第十一條 この約款において「高価車両」とは、市場取引価格が概ね500万円を超える車両をいいます。

2 この約款において「貴重車両」とは、一般に流通していない車両および部品供給の困難な車両（別紙）等をいいます。

（運送の扱種別等不明の場合）

第十二条 当社は、申込人が運送の申込みをするにあたり、運送の扱種別その他車両の運送に関し必要な事項を明示しなかったときは、当社の判断に基づき当該車両を運送します。

（運送方法と経路）

第十三条 車両の集配、受取、引渡、保管、運送方法、運送経路又は積替えに関しは、当社の判断によるものとします。

2 当社は、車両を運送するにあたり、当該車両に搭載されているナビゲーションシステム、ワイヤー等の機械装置を使用できるものとします。

3 当社が運送の安全を確保するために必要と判断した場合には、申込人に通知をしたうえで、車両の付属物の取り外し等必要な措置をとることができるものとします。

（運送準備）

第十四条 荷送人は、車両の品質・性能、車両状態および運送の扱種別等に応じて運送に耐え得る運送準備しなければなりません。

- 2 当社は、車両の荷造りが十分でないときは、必要な運送準備を要求し、荷送人はその要求に応じなければなりません。
- 3 当社は、運送準備が十分でない車両であっても、他の車両に対し損害を与えるないと認め、かつ、荷送人が書面により運送準備の不備による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けることがあります。
- 4 荷送人は、車両の運送を行うにあたり、運送に十分な量の燃料を、あらかじめ充填しなければなりません。なお、車両の運送にともない、燃料を別途充填したときは申込人はその費用を支払わなければなりません。

(危険品の運送)

- 第十五条 当社が第九条十号に規定する積載物が搭載されている車両を引き受ける場合、申込人は当社に対し、あらかじめ、積載物の品名、その性質及びその他必要事項を書面または電磁的方法で報告しなければなりません。
- 2 前項の報告がなく、当社に損害が発生した場合は申込人の負担となります。

(車両引取証の発行)

- 第十六条 当社は、本件車両の引取後、第八条第一項により運送事業者が車両状態を確認点検した書面を申込人の請求により発行します。

第二節 積込み又は取卸し

(積込み又は取卸し)

- 第十七条 車両の積込み又は取卸しは、当社の責任においてこれを行います。
- 2 シート、ロープ、建木、台木、充てん物その他の積付用品は、通常運送事業者が備えているものを除き、申込人の負担とします。
 - 3 本件車両の積込み又は取卸しの際の荷扱いに係わる燃料代等の費用は申込人の負担とします。

第三節 車両の引取および納車

(受取・引渡)

- 第十八条 荷送人又は本条第二項に定める引取立合人は、車両の引渡において、運送事業者が提示する車両引取りを証する書面を確認の上、署名又は捺印をするものとします。
- 2 当社は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者（以下、「引取立会人」という）からの本件車両引取をもって荷送人からの引取とみなします。
 - 一 荷送人が引取場所に不在の場合には、その引取場所における同居者、従業員又はこ

れに準ずる者

二 船舶、港、ターミナル、寄宿舎、旅館等が引取場所の場合には、その管理者又はこれに準ずる者

3 荷受人又は本条第四項に定める者は、車両の引渡において、運送事業者が提示する納車を証する書面を確認の上、署名又は捺印をするものとします。

4 当社は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者（以下、「納車立会人」）に対する車両の引渡をもって荷受人に対する引渡とみなします。

一 荷受人が引渡場所に不在の場合には、その引渡場所における同居者、従業員又はこれに準ずる者

二 船舶、港、ターミナル、寄宿舎、旅館等が引渡場所の場合には、その管理者又はこれに準ずる者

5 当社は、事前に申込人からの書面若しくは口頭による指示又は承諾があった場合には、荷送人又は引取立会人が不在であっても引取場所から当該車両の引取りが可能であり、荷受人又は納車立会人が不在であっても引渡場所に車両を搬入することにより有効な引渡とみなすことができます。この場合、当社は第一項の「引取り」および第三項「納車」を証する書面の提示を省略することができるものとします。

（留置権の行使）

第十九条 当社は、車両に關し受け取るべき運賃又は料金等の支払いを受けなければ、当該車両の引渡をしません。

2 商人である申込人が、その営業のために当社と締結した運送契約について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかったときは、当社は、その支払を受けなければ、申込人と運送契約によって当社が占有する車両の引渡をしないことがあります。

（指図の催告）

第二十条 当社は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、申込人に対し、相当の期間を定める車両の処分につき指図すべきことを催告することができます。

一 荷受人を確知することができないとき。

二 本件車両の引渡しについて争いがあるとき。

三 荷受人が、本件車両の受取を怠り、若しくは拒み、又はその他の理由によりこれを受け取ることができないとき。

（引渡不能の車両の保管）

第二十一条 当社は、荷受人を確知することができない場合又は前条の場合には、申込人の費用でその車両を当社指定の車両保管場所に保管することができます（以下「保管費用」という）。

2 当社は、前項の規定により車両を保管したときは、遅滞なく、その旨を申込人に対して通知します。

3 当社は、第一項の規定により車両を保管した場合において、運賃、料金等および保管費用の弁済を受けるまで当該車両を留置することができます。

(引渡不能の車両の供託)

第二十二条 当社は、荷受人を確知することができない場合又は前条に従い保管期間が1ヶ月経過した場合には、その車両を供託することができます。

2 当社は、前項の規定により車両の供託をしたときは、遅滞なく、その旨を申込人に対して通知します。

(引渡不能の車両の競売)

第二十三条 当社は、第二十条の規定により申込人に対し催告をした場合において、申込人が指図をしないときは、当該車両を競売することができます。

2 当社は、前項の規定により競売をしたときは、遅滞なく、その旨を申込人に対して通知するものとします。

3 当社は、第一項の規定により競売をしたときは、その代価をもって運賃、料金等、催告および競売に要した費用、車両保管費用に充当し、不足があるときは、申込人にその支払いを請求し、余剰があるときは、これを申込人に交付し、又は供託するものとします。

第四節 指図

(運送変更の指図)

第二十四条 申込人は、当社に対して、車両の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることができます。

2 申込人は、第一項の指図をする場合において、当社が要求したときは、指図書を提出しなければなりません。

3 第一項の指図により発生する追加の運賃、料金等は、申込人の負担とします。

4 第一項に規定する申込人の権利は、車両を荷受人又は納車立会人に引渡したときに消滅します。

(指図に応じない場合)

第二十五条 当社は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。

2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を申込人に対して通知します。

第五節 事故

(事故および天災の際の措置)

第二十六条 当社は、次の場合には、遅滞なく、申込人に対し、相当の期間を定め、車両の処分につき指図を催告します。

- 一 車両に著しい滅失、き損その他の損害を発見したとき。
 - 二 当初の運送経路又は運送方法によることができなくなったとき。
 - 三 相当の期間、当該運送を中断せざるを得ないとき。
- 2 当社は、前項各号の場合において、指図を待ついとまがないとき又は当社の定めた期間内に前項の指図がないときは、申込人の利益のために、当社の裁量によって当該車両の運送の中止若しくは返送又は運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をすることがあります。
- 3 第一項の規定による指図には、前条の規定を準用します。

(危険品の処分)

第二十七条 当社は、第十五条の規定による明告及び明記をしなかった爆発、発火その他運送上の危険を生じるおそれのある車載品及び積載物について、必要に応じて、いつでもその取り卸し、破棄その他運送上の危険を除去するために必要な処分をすることができます。同条項による明告及び明記をした場合において、当該車両の車載品及び積載物が他に損害を及ぼすおそれが生じたときも同様とします。

- 2 前項の処分に要した費用は、すべて申込人の負担とします。
- 3 当社は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨申込人に通知します。

(事故証明書の発行)

第二十八条 当社は、申込人から車両の滅失に関し証明の請求があったときは、当該車両の滅失した日から1月以内に限り、事故証明書を発行します。

- 2 当社は、車両の一部滅失、き損又は延着に関し、状態又は引渡しの日時につき証明の請求があったときは、当該車両の引渡しの日に限り、事故証明書を発行します。但し、特別の事情がある場合は、当該車両の引渡しの日から1週間以内に限り、事故証明書を発行します。

第六節 運賃および料金

(運賃および料金)

第二十九条 運賃および料金並びにその適用方法は、当社が別に定める料金表によります。

- 2 個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる者を対象とするものを除く。）を対象とした運賃および料金並びにその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭

にて掲示します。

- 3 当社は、収受した運賃および料金等の割戻しを行いません。
- 4 運送事業者が第八条の車両状態の確認点検を行った結果、第七条第一項の明告と異なる場合、当社は、見積運賃、見積料金を変更できるものとします。

(運賃、料金等の収受方法)

第三十条 当社は、引渡し前もしくは、別途定める支払期日までに、申込人から、運賃、料金等および当社が車両運送にともない別途負担した費用等（以下「別途負担費用等」という。）を収受するものとします。

- 2 前項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、その概算額の前払いを受け、運賃、料金等の確定後申込人に対し、その過不足を払い戻し、又は追徴します。
- 3 当社は申込人に対して債務を負担する場合、申込人が負担する運賃、料金等支払債務又は別途負担費用等支払債務と上記当社が負担する債務を相殺することができるものとします。

(遅延損害金)

第三十一条 当社は、運送申込時に定められた期日（以下「支払期日」という。）までに、申込人が運賃、料金等を支払わなかったときは、支払期日の翌日から運賃、料金等の支払を受けた日までの期間に対し、年利 14.5% の割合で、遅延損害金の支払を請求します。

(運賃、料金等請求権)

第三十二条 当社は、車両の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由により滅失したときは、その運賃、料金等を請求しない場合があります。この場合において、当社は、既に運賃、料金等の全部又は一部を収受しているときは、これを払い戻します。

- 2 当社は、車両の全部又は一部がその性質若しくは欠陥又は申込人が責任を負う事由によって滅失したときは、運賃、料金等の全額を収受します。

(事故等と運賃、料金)

第三十三条 当社は、第二十四条又は第二十六条の規定による処分をしたときは、その処分に応じて、又は既に行った運送の割合に応じて、運賃、料金等を収受します。但し、既にその車両について運賃、料金等の全部又は一部を収受している場合において不足があるときは、申込人にその支払いを請求し、余剰があるときは、これを申込人に払い戻します。

- 2 当社が責任を負う事由により車両がき損した場合でも、運賃、料金およびその他の費用を減額又は免除しません。車両のき損によって失われた車両の価値の賠償又は修理は、本契約とは別の契約として実行します。

(キャンセル料)

第三十四条 当社は、運送の中止の指図に応じた場合には、次の各号に定める運送のキャンセル料を收受します。

- 一 引取予定日当日の中止にあっては、運賃の全額。
- 二 運送の中止にあっては、第一号の料金および第二十四条第三項に定める追加の運賃、料金等。

第七節 責任

(責任の始期と終期)

第三十五条 当社の車両運送の責任は、車両を荷送人又は引取立会人から受け取ったときに始まり、車両を荷受人又は納車立会人に引き渡した時に終わります。

(善管注意義務)

第三十六条 当社は、車両を荷送人または取引立会人から車両を受け取ってから、荷受人又は納車立会人に引渡しをするまで、善良なる管理者の注意をもって管理する義務を負います。

(責任)

第三十七条 当社は、自己又は使用人その他の運送のために使用した者が車両の引取、引渡、保管及び運送に関し重大な過失があったときは、車両の滅失、き損又は延着について損害賠償の責任を負います。

(申込人の申告等の責任)

第三十八条 当社は、車両の外部から（状態を）容易に知ることができないものについて、申込人の申告に基づき第十条一項に定める「車両輸送依頼書」に記載したときでも、その記載について責任を負いません。

(送り状等の記載不完全等の責任)

第三十九条 当社は、「車両輸送依頼書」等の記載又は申込人の申告が不実又は不備であったために生じた損害については、その責任を負いません。

(免責)

第四十条 当社が行う運送（ヤード保管時を含みます）において、次の事由による車両の滅失、き損、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。

- 一 車両の性質の欠陥、製造上の原因による外観品質の欠陥、自然消耗による経時劣

化、タイヤのパンク・亀裂・破裂・損傷・劣化、油脂類不足・消耗品劣化による機関損傷、機関・バッテリー上がり・電装品の一切の不具合・消耗、内外装の一切の汚れ・劣化、外装品の走行中の落下・紛失・盗難、内装品・積載物の紛失、虫害、鼠害又は鳥害による損害

- 二 車両の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由による損害
- 三 虫害、鼠害、鳥害、獣害又はその他の動物による損害
- 四 戦争、テロ、暴動、暴徒化したデモ、犯罪による損害
- 五 走行車両からの落下物・飛び石・跳ね上げ物、動物の衝突、当て逃げ事故、ガス・水道・油類・工場・危険物等の爆発事故、建造物からの落下物や倒壊事故、重機等の転倒事故、航空機部品・機体又は航空機からの落下物、塗料・有害物質の付着による損害
- 六 凍結防止剤等による塩害
- 七 地震、津波、高潮、竜巻、台風、噴火、火災、霰、雹、落雷、地割れ、崖崩れ、雪崩、洪水、冠水、落石、落雪、隕石、暴風雨、倒木、黄砂、土石流等による損害
- 八 人命救助に関わる事態に生じた損害
- 九 重大な災害（車輌火災・爆発等）を防ぐ処置に生じた損害
- 一〇 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡による損害
- 一一 荷送人、引取立会人、荷受人又は納車立会人の故意又は過失による損害
- 一二 車両運送中における、第九条第十号に定める積載物の滅失・き損又は当該積載物に起因する損害
- 一三 降雪時のスタッドレスタイヤおよびチェーン未装着時の事故など荷送人による運送準備不足による損害
- 一四 車両引取から引渡までにおいて、第八条に定める当社の確認（点検）で発見が困難な微細な傷および内装の傷又は欠陥等の損害
- 一五 当社による車両の確認（点検）を、荷送人、引取立会人、荷受人又は納車立会人が拒否した場合における車両の傷等の損害
- 一六 前号において、引取先、納車先がオートオークション会場等の場合、第八条に規定する確認（点検）で発見しえなかった車両の傷等の損害
- 一七 申込人の指図に応じた車両の運送の中止、返送により、荷送人、引取立会人、荷受人又は納車立会人、その他の者に生じた損害
- 一八 飛び石等車両輸送中の不可抗力において発生した傷、ガラスのヒビ・割れ等の損害
- 一九 第二十一条の規定による保管中に車両に発生した一切の損害
- 二〇 申込人が引渡しを証する書面で確認した傷又は欠陥

- 二一 夜間又は雨天等車両状態の確認が困難な状況により発見しえなかった車両の傷等
- 二二 交通事情等正当な理由に基づく延着したことによる損害
- 二三 オートオークション会場搬入後に車両に発生した損害
- 二四 上記に類似する一切の事項による損害

(高価車両および貴重車両に対する特則)

第四十一条 申込人が車両輸送の申込みをするにあたり、第十一條に当たる車両（種類および価額）であることを明告しなければ、当社は、損害賠償の責任を負いません。

(責任の特別消滅事由)

第四十二条 当社の車両の一部滅失又はき損についての責任は、次の各号に該当する場合は消滅します。

- 一 第十八条五項に基づく運送を行ったとき。
- 二 荷受人又は納車立会人が留保しないで車両を受け取り、運送事業者が提示する「引渡しを証する書面」に署名又は記名捺印したとき。
- 三 申込人があらかじめ当社に連絡することなく、当該車両を譲渡したとき。
- 四 申込人が当該車両を解体したとき。

(損害賠償の範囲)

第四十三条 当社が責任を負う損害賠償の範囲は、当該車両の現状復帰又は滅失・き損によって直接かつ現実に生じた損害とし、当該車両の売却等によって得られた間接の損害はこの限りではありません。

(損害賠償の額)

第四十四条 車両に滅失・き損があった場合の損害賠償の額は、車両引渡予定日の到達地における市場流通価格に基づき、これを定めます。

- 2 第一項の場合において、車両の到達地の価額又は損害額について争いがあるときは、公平な第三者の鑑定又は評価によりその額を決定します。
- 3 故意又は過失により車両が延着した場合の損害賠償の額は、運賃、料金等の総額を限度とします。
- 4 第四十一条に該当する車両の損害賠償額は、申込による事前の明告及び当該車両の保険料を含む運賃、料金等の合意が成立した場合は、前二項の限りではありません。

(除斥期間)

第四十五条 当社の損害賠償責任は、荷受人又は納車立会人が車両を受け取った日から1年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅します。

- 2 前項の期間は、車両の全部滅失の場合においては、その車両を引渡すべきであった日からこれを起算します。
- 3 前一項の期間は、車両の滅失等による損害が発生した後に限り、合意により延長することができます。
- 4 前一項の規定は、当社に故意があった場合には、これを適用しません。

(賠償に基づく権利取得)

第四十六条 当社が車両の全部の価額を賠償したときは、当社は、当該車両に関する一切の権利を取得します。

(債権譲渡)

第四十七条 当社は第九条に基づく債権を第三者に譲渡することができます。

(損害賠償請求)

第四十八条 当社は、申込人の故意又は過失によって生じた損害について、申込人に対し賠償請求することができます。

第八節 連絡輸送

(通し送り状等)

第四十九条 連絡運輸に係る貨物の運送を当社が引き受け、かつ、最初の運送を行う場合（以下この節において「連絡運輸の場合」という。）において、当社が送り状を請求したときは、荷送人は、全運送についての送り状を交付しなければなりません。

(運賃、料金等の収受)

第五十条 当社は、連絡運輸の場合には、貨物を受け取るときまでに、全運送についての運賃、料金等を収受します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、全運送についての運賃、料金等を、最後の運送を行った運送事業者が貨物を引き渡すときまでに、荷受人から収受することを認めることができます。

3 第一項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、第三十条第二項の規定を準用します。

(中間運送人の権利)

第五十一条 連絡運輸の場合には、当社より後の運送事業者は、当社に代わって、その権利行使します。

(責任の原則)

第五十二条 当社は、連絡運輸の場合には、貨物の滅失、損傷又は延着について、他の運送事業者と連帶して損害賠償の責任を負います。

(運送約款等の適用)

第五十三条 連絡運輸の場合には、他の運送事業者の行う運送については、その事業者の運送約款又は運送に関する規定の定めるところによります。ただし、貨物の滅失、損傷又は延着による損害が生じた場合であって、かつ、その損害を与えた事業者が明らかでない場合の損害賠償の請求については、この運送約款の定めるところによります。

(引渡期間)

第五十四条 連絡運輸の場合の引渡期間は、各運送事業者ごとに、その運送約款又は運送に関する規定により計算した引渡期間又はそれに相当するものを合算した期間に、一運送機関ごとに一日を加算したものとします。

(損害賠償事務の処理)

第五十五条 連絡運輸の場合には、貨物の滅失、損傷又は延着についての損害賠償は、その請求を受けた運送事業者が損害の程度を調査し、損害賠償の額を決定してその支払いをします。

(損害賠償請求権の留保)

第五十六条 連絡運輸の場合における第四十二条第一項の留保又は通知は、その運送を行った運送事業者のいずれに対しても行うことができます。

第三章 その他附帯業務等

(附帯業務等)

第五十七条 当社が、自動車の保管又は作業、その他運送事業に附帯する業務（以下、「附帯業務」という。）等を引き受けた場合の料金は、別途協議の上決定致します。

2 附帯業務等については、別段の定めがある場合を除き、性質の許す限り、第二章の規定を準用します。

第四章 雜則

(協議)

第五十八条 この約款に定めのない事項並びにこの約款の条項の解釈に疑義が生じたときは、その都度荷送人及び当社で誠意をもって協議し解決するものとします。

(裁判管轄)

第五十九条 この約款に基づく運送契約に関するすべての紛争は、当社の本店を管轄する裁判所を専属的管轄裁判所とします。

【別紙】

◆貴重車両の定義

試作車、特別仕様車、限定車、クラシックカー、旧車、ヒストリックカー、ビンテージカー、ヴェテランカー、ノスタルジックカー、スペアカー等

◆貴重品の定義

金銭、有価証券、宝石、絵画、設計書、図面、稿本、帳簿、カセットテープ、CD、DVD、MD、ブルーレイディスク、メモリーチップ、ETC カード、石油カード、書籍等

◆車載品の定義

ナビ、TV、ETC 装置、メモリ、マフラー、アルミホイール、タイヤ、サスペンション等